

登録番号 (31) 68

建設業許可申請 変更の手引

発行 令和元年12月
東京都都市整備局市街地建築部建設業課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
03-5321-1111 (代)
(内線) 30-661
ホームページアドレス
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/kensetsu/index.html>

印刷 株式会社サンワ

本書は再生紙を使用しています。



許可後の手続

	届出事項	届出期間
変更に関するもの	決算報告	事業年度終了後4か月以内（※1）
	商号の変更	変更後30日以内
	営業所の名称の変更	
	営業所の所在地・電話番号・郵便番号の変更	
	営業所の新設、廃止（※2）	
	営業所の業種追加、業種廃止（※2）	
	資本金額の変更	
	役員等・代表者（申請人）の変更	
	支配人の変更	
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更	変更後2週間以内
	経営業務の管理責任者の変更	
	専任技術者の変更	
	国家資格者等・監理技術者の変更	
廃業に関するもの	全部廃業	廃業後30日以内
	一部廃業（※2）	

※1 毎年必ず、決算報告の届出が必要です。期日の到来している決算報告の届出がされていない場合は、更新申請、般特新規申請、業種追加申請はできません。

※2 営業所の新設、廃止、業種追加及び業種廃止並びに一部廃業に伴い、専任技術者の変更届を提出する場合は、変更後2週間以内の届出になります。

※3 国家資格者等・監理技術者の変更届は、変更が生じたときは速やかに変更届を提出してください。

※ 許可の有効期間は5年間です（建設業法第3条）。
5年間の有効期間が満了する30日前までに更新手続をしてください。